

ペDESTロリアンデッキ点検業務委託特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適 用

本特記仕様書は、相模原市「土木設計業務等共通仕様書」（平成30年4月改訂）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、「ペDESTロリアンデッキ点検業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。本特記仕様書に明示なき一般事項は共通仕様書によるものとする。

第2条 履行場所

本業務の履行場所は、相模原市緑区橋本3丁目ほか地内とする。

第3条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日より令和9年2月16日までとする。

第4条 目 的

本業務は、本市が管理するペDESTロリアンデッキを対象として定期点検（以下「点検」という。）を実施することで、当該ペDESTロリアンデッキに係る維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的とする。

第5条 業務管理

受注者は、本業務の実施にあたり、契約図書に基づき監督員の指示及び承認を得て実施し、明記なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに協議の上解決を図り、その指示に従うものとする。

第6条 提出書類

受注者は、契約書に定めるものを含め、着手時は、管理技術者届、照査技術者届、点検技術者届、診断員届及び工程表とし、完了時は、業務完了届、納品書及び成果品を提出しなければならない。

第7条 使用する技術基準等

本業務の実施は、本特記仕様書によるほか、以下の基準等を準用して実施するものとする。なお、各基準類の適用に疑義がある場合は、監督員と協議するものとする。

- ・歩道橋定期点検要領（令和 6 年 9 月 国土交通省 道路局 国道・技術課）
- ・横断歩道橋定期点検要領（技術的助言）（令和 6 年 3 月 国土交通省 道路局）
- ・横断歩道橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（令和 6 年 3 月 国土交通省 道路局）
- ・相模原市橋梁定期点検要領（平成 31 年 4 月相模原市）（以下「市点検要領」という。）

第 8 条 点検対象物

別添の位置図及び平面図に示すペDESTリアンデッキを対象とする。

なお、施設概要を下記に示す。

点検箇所	架設年	型式	面積	高さ
橋本駅北口	2000 年	鋼製箱桁＋RC 床版デッキ	約 3,680 m ²	約 5.8m～6.5m

第 9 条 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書第 7 条第 3 項に定める技術士、R C C M、土木学会認定土木技術者の内、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。なお、点検技術者及び診断員と兼ねることはできるが、照査技術者と兼ねることはできない。

- （１）技術士の「業務に該当する部門」は、「総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）」又は「建設部門（鋼構造及びコンクリート）」
- （２）R C C Mの「該当する業務の指定」は、「鋼構造及びコンクリート」
- （３）土木学会認定土木技術者は、「特別上級土木技術者」、「上級土木技術者」、「１級土木技術者」の資格分野は、「鋼・コンクリート」又は「メンテナンス」

2 あわせて以下の業務経験も有する者とする。

過去の「同種又は類似業務」の実績。

同種業務：ペDESTリアンデッキの点検に関する業務

類似業務：道路橋又は横断歩道橋の点検に関する業務

第 10 条 照査技術者

照査技術者の資格要件は、前条（１）、（２）及び（３）のいずれかを満たすものとするが、管理技術者、点検技術者及び診断員と兼ねることはできない。

第 11 条 点検技術者

受注者は、「点検技術者」を定め、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。点検技術者は、点検作業班を統括し、安全管理、作業員への指示及び点検調査の実施・管理等を行い、施設の損傷程度の評価を行うものとする。また、点検技術者は、管理技術者及び診断員と兼ねることができるが、照査技術者と兼ねることはできない。なお、点検技術者は複数定めることができるものとし、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 技術士の業務に該当する部門は、「総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）」又は「建設部門（鋼構造及びコンクリート）」とする。
- (2) R C C M の該当する業務の指定は、「鋼構造及びコンクリート」とする。
- (3) 土木学会認定土木技術者「特別上級土木技術者」、「上級土木技術者」、「1 級土木技術者」の資格分野は、「鋼・コンクリート」又は「メンテナンス」とする。
- (4) 国土交通省登録技術者資格※のうち、「資格が対象とする区分」が構造種別の点検に該当する資格を有すること。なお、構造種別の点検に必要とされる「資格が対象とする区分」は次のとおりであり、両方を有すること。

構造種別	資格が対象とする区分	
	施設分野	業務
鋼橋	橋梁（鋼橋）	点検
コンクリート橋	橋梁（コンクリート橋）	点検

※「国土交通省登録技術者資格」とは、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（令和 7 年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 948 号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

URL : http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

第 12 条 診断員

受注者は、「診断員」（市点検要領で定める「橋梁診断員」と同義）を定め、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。また、診断員は、管理技術者及び点検技術者と兼ねることができるが、照査技術者と兼ねることはできない。なお、診断員は、次の各号のい

いずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 技術士の業務に該当する部門は、「総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）」又は「建設部門（鋼構造及びコンクリート）」とする。
- (2) R C C Mの該当する業務の指定は、「鋼構造及びコンクリート」とする。
- (3) 土木学会認定土木技術者「特別上級土木技術者」、「上級土木技術者」、「1級土木技術者」の資格分野は、「鋼・コンクリート」又は「メンテナンス」とする。
- (4) 国土交通省登録技術者資格のうち、「資格が対象とする区分」が構造種別の診断に該当する資格を有すること。なお、各構造種別の診断に必要とされる「資格が対象とする区分」は、次のとおりであり、両方を有すること。

構造種別	資格が対象とする区分	
	施設分野	業務
鋼橋	橋梁（鋼橋）	診断
コンクリート橋	橋梁（コンクリート橋）	診断

第13条 情報の保持

受注者は、本業務を実施する上で業務目的以外の情報取得を禁止するものとし、本業務で知り得た事項を一切他に漏らしてはならない。

第2章 業務内容

第14条 業務概要

本業務は、本市が管理するペDESTリアンデッキを対象として点検を実施する。本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 業務計画書作成
- (2) 現地踏査
- (3) 実施計画書作成
- (4) 定期点検
- (5) 報告書作成
- (6) 打合せ協議
- (7) 関係機関協議

第15条 業務計画書作成

受注者は、契約後速やかに業務実施体制を整えて、業務上必要な資料を収集し、業務の目的・仕様などを十分に把握した上で、合理的かつ正確に作業を実施するための作業方法、使用する資機材、人員配置、業務工程計画を立案した業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。業務計画書には、主に次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の品質を確保するための計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時を含む)
- (10) 使用する主な機器
- (11) その他

第16条 現地踏査

現地踏査は、ペDESTリアンデッキ本体及び周辺状況を把握するほか、点検方法や必要資機材など計画立案に必要な情報を把握するものとする。その際に、交通状況や点検に伴う交通規制の方法についても調査し記録する。

第17条 実施計画書作成

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。実施計画書には、主に次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 点検対象位置図
- (3) 業務実施方針(点検方法)
- (4) 実施体制
- (5) 実施工程表
- (6) 仮設備計画
- (7) 使用建設機械
- (8) 安全管理計画(交通規制を含む)

(9) 環境対策

(10) 連絡体制（緊急時含む）

第18条 関係機関との協議及び協議資料作成

受注者は、路上で点検を行う際に必要な道路使用許可申請の手続きや、点検において連絡調整が必要な関係機関（鉄道会社、バス・タクシー会社、商業施設等）を調査するものとする。また、必要な資料の収集及び協議用資料を作成し、関係機関と協議するものとする。なお、JR 横浜線に近接している為、確実な協議を行うことに留意し、関係機関との協議等により立会や保安の費用が別途必要となる場合は、契約変更協議の対象とする。

第19条 定期点検

本施設は、横断歩道橋に準じる道路施設として、歩道橋定期点検要領等を準用して定期点検を実施する。

(1) 状態の把握

状態の把握は、近接目視、又は近接目視による場合と同等の評価や検討が行える他の方法により行うことを基本とする。パネル等の損傷や変状、取付け部のゆるみ等を表面より確認し、必要に応じ触診や打音等の非破壊検査などを併用して行う。パネル等により覆われた内側の構造部材は、点検口より目視点検を行うとともに、ポールカメラ等を用いた点検を実施する。但し、地形、交通状況、交差物件、障害物等、あるいは関係機関との協議の結果により、部材の全部または一部について、近接目視又はポールカメラ等を用いた目視による点検が実施できない場合は、代替方法を検討のうえ、監督員と協議し指示を受けるものとする。確認できなかった箇所については、点検不可箇所一覧を作成し、不可理由、代替確認方法、損傷の可能性及び次回点検時の対応案を分析・検討・整理するものとする。

過年度点検において化粧板内部に漏水が確認されていることから、化粧板内部、主桁、横桁、ボルト、排水施設及び化粧板取付部等について、漏水に伴う腐食、塗膜劣化、断面欠損、取付部の緩み、落下リスク及び水みちを重点的に確認するものとする。また、点検作業時に第三者被害の可能性のある損傷（うき、剥離部等）が確認された場合は、応急措置（たたき落とし及び鉄筋の防錆処理等）を行うとともに、遅滞なく監督員に報告を行うものとする。緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに監督員に報告するとともに、補修・補強方法に関する提案等を行うものとする。

なお、本業務では新技術の活用を検討するものとし、実使用に当っては、監督

員と協議するものとする。点検は以下の部材等について行うものとする。

部位・部材区分		備考
上部構造	主桁	添接板、補剛材 等
	横桁	添接板、補剛材 等
	床版	デッキプレート 等
	その他	地覆、パネル 等
下部構造	橋脚	
	支承	
	その他	落橋防止構造、根巻コンクリート 等
階段部	上部工との接合部	
	主桁	
	橋台	
	その他	踏み板、蹴上げ、地覆 等
その他	排水受け	
	排水管	
	排水樋	
	その他	転落防止柵、高欄、照明施設（ポール照明を除く）、道路標識、舗装（通路部）、伸縮装置、手すり、目隠し板、裾隠し板、エレベーター建屋（外観）（機械設備等内部構造は含まない）等

※これらの分類は、施設の構造形式ごとに区分する。

（２）作業区分

本業務の作業区分は下記によるものとする。

対象施設	作業区分	施行区分
橋面、階段部	昼間	全作業
主径間の外側、箱桁(化粧板)内	夜間	全作業

なお、バス停車場付近の点検は、規制の開始を最終バスの出発後とし、規制の解除を始発バスの到着前に行うこと。下記時刻は参考とし、受注者は、バス会社及び交通管理者と協議のうえ確認するものとする。ただし、現場条件又は関係機関との協議等により作業区分に変更を要する場合には、監督員と協議するものとし、契約変更協議の対象とする。

【(参考) 平日】

点検箇所	最終バス	始発バス
橋本駅北口	23 : 40	6 : 15

(3) 診断

点検後は市点検要領に基づき、「部材区分」あるいは「部材毎」、「損傷種類毎」について対策区分の判定を行い、「部材単位」及び「ペDESTリアンデッキ」の健全性の診断を行い、点検調書の作成を行うものとする。

(4) 点検調書作成

点検結果に基づき、点検調書の作成を行うものとする。点検調書の総合所見については、複数の部材の複数の損傷を総合的に評価した全体の状態評価が記載される箇所であることから、その判定の根拠と考え方を明確に記載する。また、第三者被害の可能性のある損傷の応急措置を実施した箇所については、応急処置内容を点検調書に記載する。

その他、横断歩道橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（令和6年3月 国土交通省 道路局）に定める様式、並びに本市が指定する「施設台帳」を作成するものとする。

なお、各種様式は、必ず最新版を使用するものとし、入力方法等に条件があるものに注意する。

(5) その他

点検時に緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに監督員に報告するものとする。補修等を行うことが望ましい損傷がある場合は、損傷原因の推定、補修方法に関する提案及び次回の定期点検までに行われることが望ましいと考えられる措置の提案等を行うものとする。

第20条 報告書作成

本業務において作成した資料の整理、取りまとめを行う。取りまとめを行う資料は、点検調書、点検記録様式、監督員との協議資料（業務計画書、実施計画書、打合せ書等）、関係機関の協議に使用した資料、新技術活用検討結果等、本業務を行う上で作成した全ての資料とする。また、点検結果を基に、対策工の検討を行い、提案するものとする。なお、対策工の検討は、定期点検結果に基づく概略的な補修方針、概算数量、概算事業費及び補修優先順位（短期・中長期・経過観察）の整理を標準とする。

第 2 1 条 打合せ協議

打合せ回数は業務着手時、中間 2 回、成果品納入時の計 4 回とし、すべての打合せに管理技術者及び診断員が出席しなければならない。本業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに監督員に提出するものとする。

(1) 業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、業務遂行のために必要な資料の貸与を行う。

(2) 中間打合せ

現地踏査終了後の点検作業計画打合せ時及び対策区分の判定協議時において、中間打合せを行うことを標準とする。

(3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

第 3 章 その他

第 2 2 条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。本業務の「主たる部分」として共通仕様書第 2 8 条 1 項の他に次の内容を加えるものとする。

(1) 本業務の計画準備

(2) 報告書作成

(3) 本特記仕様書の次の条項に係わるもの

ア.「第 1 6 条 現地踏査」に係わるもの

イ.「第 1 9 条 定期点検」に係わるもの

上記のうち、現地作業における補助作業は主たる業務の対象外とする。

- 2 業務の一部（主たる部分を除く）を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- 3 前項の規定は、共通仕様書第 2 8 条第 2 項に示す軽微な部分を再委託しようとするときには、適用しない。

第 2 3 条 疑義

受注者は、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、監督員と協議を行うものとする。

第24条 沿道対応

本業務の実施中に、沿道の住民及び道路利用者から苦情等があった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を速やかに監督員に報告するものとする。

第25条 安全管理

受注者は、交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。なお、保安施設の設置にあたっては、「道路工事現場における保安施設の設置基準」によるものとする。交通管理者の許可条件等により、作業時間帯等が設計と異なった場合は、監督員と協議するものとする。また、高所作業による点検を行う際は、労働安全衛生法等の関係諸法令及び条例等を遵守し、実施計画書にその内容を記載することとする。

第26条 貸与資料

共通仕様書に定める発注者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

- (1) 台帳（既存）
- (2) 過年度点検業務報告書（既存）

その他業務履行上必要となった発注者が所有する資料については、協議により貸与するものとする。

第27条 中間成果の提出

本業務の履行中に監督員から中間成果を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

第28条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第29条 その他

設計図書等に明示していない事項であっても、業務の性質上必要な事項については、発注者の指示に従い実施しなければならない。

- 2 本業務の実施にあたり、関係法令を遵守すること。

第30条 成果品

本業務の成果品としては、次のとおりとする。なお、紙による報告書と電子データによる報告書を提出するものとする。

成果品	内容	数量
報告書	概要版及び20条による	2部
	新技術活用検討結果（費用縮減効果整理表）： 従来手法との比較、縮減額、縮減率、交通規制・点検車 使用日数 等	
	点検不可箇所図、点検不可箇所一覧（理由、代替確認方 法、次回対応案）	
	安全管理計画	
電子データ	共通仕様書第17条第4項に示す電子データ（DVD-R 等）	2部

その他必要と思われるもの 一式